

議案第10号

藤岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

藤岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月27日提出

**平成30年2月27日可決**

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により藤岡市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

第4条第2項中「よりがたい」を「より難しい」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第5条第4項中「年当り」を「年当たり」に改める。

附則第 3 項の前の見出し、同項及び附則第 4 項を削る。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。